

公民館利用の手引き



公民館とは？

公民館は、「社会教育法」に基づき、市町村が地域住民のために設置した社会教育施設です。公民館の目的は、市民が主体的に学習活動を進めながらお互いに学び合い、その成果を活かすことにより、生活文化の振興や、社会福祉の増進に寄与することにあります。

そのため公民館では、住民の皆さんのが「つどう」「まなぶ」「むすぶ」ための場を提供しており、主として、学習活動、文化活動、レクリエーション活動、スポーツ活動などで利用されています。

☆公民館を利用するには

- ①行田市公共施設予約 Web サイトで、あらかじめ利用者登録(団体又は個人)が必要になります。
なお、各公民館に「行田市公共施設予約システム利用者登録届出書」がございますので、記入して提出することもできます。
- ②登録後、同サイトでの Web 予約又は電話・窓口での予約をお願いします。
団体・個人で予約できる期間が違いますので、詳細については、下記の「☆公民館を予約するには」をご覧ください。

☆公民館を利用できる時間は

午前8時30分から午後9時30分まで
*利用時間に準備・後片付けを含みます。
*中央公民館は30分単位で利用ができます。
*その他の公民館は「午前（午前8時30分～正午）」、「午後（午後1時～午後5時）」、「夜間（午後6時～午後9時30分）」での利用となります。
なお、「午前・午後」「午後・夜間」「1日」のように連続して利用することは可能です。

☆公民館がお休みの日は

①中央公民館

毎週月曜日（当日が「国民の祝日」にあたるときはその翌日）

年末年始（12月29日～1月3日）

教育委員会が必要と認めた日

②その他の公民館

毎週月曜日

国民の祝日

年末年始（12月29日～1月3日）

教育委員会が必要と認めた日



(各公民館のホームページ)

☆使用料はどのくらい

公民館ごとに使用料が異なりますので事前にご確認ください。

☆本予約・使用料の支払いは

利用当日までに、窓口において手続き及び使用料の支払いをお願いします。
利用料金の支払いには、キャッシュレス決済（PayPay）もご利用できます。

☆公民館を予約するには

①Web 予約

行田市公共施設予約 Web サイト



(行田市公共施設予約 Web サイト)

②電話予約・窓口予約

各公民館の抽選申込、利用予約受付のスケジュールは以下のとおりです。

利用予定月の3月前	利用予定月の2月前～利用当日
毎月10日～25日 抽選申込受付期間 (*1)	毎月26日 自動抽選 (*2) ・随時利用受付（Web、電話、窓口） (*3) ・使用料の支払い ・利用日の4日前～当日までの受付は電話、窓口のみ

* 1 Web からのみ抽選申し込みができます。

抽選申込ができるのは団体利用のみになります。

最大5件の抽選申し込みができます。

* 2 登録したメールアドレスに結果が通知されます。

* 3 個人利用の方は、利用日の1週間前から予約を受け付けます。

【例】抽選申込の場合

利用希望の月	予約抽選受付のできる期間
4月	1月10日～25日（抽選結果：1月26日）
5月	2月10日～25日（抽選結果：2月26日）

【例】利用予約の場合

利用希望の月	予約できる日
4月	2月1日～利用日（Web は利用日の4日前まで）
5月	3月1日～利用日（Web は利用日の4日前まで）

☆利用当日の手続きは

- ① 窓口で受付（利用料の支払い等を確認）をお願いします。
- ② 利用時間になりましたら、職員が部屋の鍵を開けます。
- ③ お部屋をご利用ください。
- ④ 退出時間前までに後片付けを済ませ、「点検表」を記入してください。
事務室に連絡してください。
職員が部屋に伺い、「点検表」を回収します。
職員が部屋を確認後、退出となります。

☆無料 Wi-Fi（モバイルルーター）が使えます

- ・各公民館の会議室等を利用する方（団体・個人）に、モバイルルーターを無料で貸し出しています。利用を希望する方は、各公民館に利用希望日の状況を確認のうえ、利用の予約をしてください。
- ・利用当日は、公民館事務室でモバイルルーターと注意事項の入ったケースを受け取り、ケース内の案内に従い、ご自身で設定し行ってください。
- ・部屋の利用が終わりましたら、モバイルルーター等をすべてケースに入れて事務室に返却してください。
- ・行田市公民館等のモバイルルーターの貸出しに関する要綱の規定を順守してください。



（無料 Wi-Fi のホームページ）

☆公民館利用上の注意

- ・施設や設備は大切に使い、利用後は整頓、清掃をしてください。
- ・利用時間（準備、後片付け含む）は遵守してください。
- ・許可を受けた目的以外に利用しないでください。
- ・他の利用者に迷惑をかける行為や物品の販売、募金等はしないでください。
- ・利用許可の権利を他人に譲渡又は転貸しないでください。
- ・公民館をご使用中は、公民館職員の指示に従ってください。
- ・一度納めた使用料は原則還付できません。
- ・予約の変更、取消は利用日の3日前までに行ってください。
- ・施設、設備等の破損はただちに職員に連絡してください。
- ・使用後のゴミ等はお持ち帰りください。
- ・市の緊急用務や災害が発生した時には、利用を停止する場合があります。
- ・定められた遵守事項や禁止事項に違反した場合には、許可を取り消し、又は利用を停止することがあります。
- ・各公民館（中央公民館を除く）を夜間に利用する場合は、事前に公民館との調整が必要となりますので、利用日の3日前までに利用する公民館へ連絡してください。

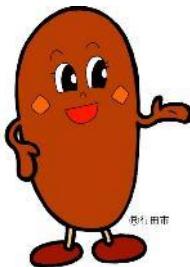
☆利用の制限・禁止事項

- ・商品の販売、商品の展示、試食、実演等による説明会、講習会などの営利、宣伝を目的として行う活動。
- ・社員、店員を採用するための試験、面接会場。
- ・個人教授、塾経営者による日常の練習活動。
- ・営利目的で実施する不特定多数を対象とする有料の催物。
- ・専ら政党又は政治団体の組織拡大のためと認められる活動。
- ・特定の政党又は政治団体が拠点的若しくは継続的に使用すること。
- ・特定の政党、候補者を支持する学習活動、政治講演会又は内部の会議、研修。
- ・一般市民への布教又は勧誘を伴う活動。
- ・宗教的行事。
- ・公共の利益に反する活動をする団体。
- ・飲食を主目的とした利用。
- ・その他法令等で禁止、制限されているもの。

☆皆様のご参加をお待ちしています！！

各公民館では、毎年、料理教室やヨガ教室、パン・お菓子作り…など、様々な講座を開催しています。ご興味のある方は最寄りの公民館にお問い合わせください。

また、コーラスやフラダンス、ヨガなど、公民館を活動拠点としている「公民館クラブ」に参加してみませんか。体験会も行っていますので、各公民館のホームページをご確認いただくか、各公民館にお問い合わせください。



(各公民館のホームページ)



☆お問い合わせ先

施設名	電話番号	施設名	電話番号
中央公民館	556-2649	北河原公民館	557-3508
忍・行田公民館	556-8674	埼玉公民館	559-0047
佐間公民館	553-1478	星宮公民館	554-9963
長野公民館	553-1414	太井公民館	553-0766
桜ヶ丘公民館	556-6500	下忍公民館	553-1418
星河公民館	553-1417	太田公民館	559-4299
持田公民館	553-1415	地域文化センター	559-3501
荒木公民館	557-3506	南河原公民館	557-3188
須加公民館	557-3507	図書館	556-4227